

平成21年6月25日(木)
千丁公民館大集会場

第12回八代地域審議会式次第

1. 開 会
2. 企画振興部長挨拶
3. 地域審議会の正副会長の選出について
4. 議 題
 - (1) 地域審議会運営要領について
 - (2) その他諮問機関への参加について
 - ア 八代市介護保険事業計画等策定・評価審議会委員
 - イ 八代市立保育所民営化等検討委員会委員
 - (3) 八代地域の現状と課題について
5. そ の 他
 - (1) 次回の開催について
6. 閉 会

MEMO

八代市地域審議会委員名簿 (50音順)

八代地域審議会		
所属	役職	氏名
八代経済開発同友会	幹事	一 川 誠 一
公募委員		大 林 凌
総合社会教育推進協議会連合会	会長	草 部 史 考
八代青年会議所	理事長	久保田 健 嗣
八代市民生委員・児童委員協議会会長	会長	篠 原 經 士
八代市市政協力員協議会	会長	徳 田 武 治
八代市母子寡婦福祉連合会	会長	橋 本 由美子
公募委員		福 岡 大 造
次世代のためにがんばろ会	代表	松 浦 ゆかり
八代市地域婦人会連絡協議会	会長	山 中 タミ子
八代市PTA連絡協議会	副会長	吉 田 明 子
八代市老人クラブ連合会	会長	米 田 常 男

事務局 企画振興部 地域振興課 TEL 33-4168

企画振興部長	永 原 辰 秋
企画振興部次長	米 田 健 二
企画振興部 地域振興課長	松 本 浩
企画振興部 地域振興課審議員	坂 口 孝 幸
企画振興部 地域振興課課長補佐	澤 田 宗 順
企画振興部 地域振興課主査	村 上 修 一
企画振興部 地域振興課主事	橋 本 理 恵

地域審議会の設置に関する事項

(設 置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第14項の規定に基づく地域審議会（以下「審議会」という。）を、合併前の八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の6市町村の区域ごとに設置する。

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
 - (2) 新市建設計画の進捗状況に関する事項
 - (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
 - (4) 地域振興のための基金の活用に関する事項
 - (5) その他、市長が必要と認める事項
- 2 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。なお、市長は、審議会から出された意見については、できるだけ尊重するものとする。
- (1) 新市建設計画の執行状況に関する事項
 - (2) 住民自治に関する事項
 - (3) 情報提供に関する事項
 - (4) その他、審議会が必要と認める事項

(組 織)

第4条 審議会は、委員25名以内をもって組織する。

- 2 委員は、設置区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。
- (1) 住民自治代表
 - (2) 農林水産業団体、商工団体に属する者
 - (3) 青年・女性・高齢者の団体に属する者
 - (4) 教育に関係する者
 - (5) 社会福祉に関係する者
 - (6) 消防・防災に関係する者
 - (7) ボランティア活動に関係する者
 - (8) 学識経験を有する者
 - (9) その他、市長が認める者
- 3 審議会は、必要に応じて下部組織を置くことができ、その所掌事務については、別に定める。

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

3 欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、毎年度、開催するものとする。また、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催しなければならない。

3 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことはできない。

4 審議会の議長は、会長が務めるものとする。

5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を求めることができる。

6 審議会は原則公開とする。

(庶 務)

第8条 当該審議会の庶務は、地域振興を担当する課において処理する。

(雑 則)

この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

八代市地域審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域審議会（以下「審議会」という。）の議事その他会議の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議録の調製等)

第2条 審議会の議事は、会議録として記録しておかなければならない。

2 会議録は、別表左欄に掲げる審議会の区分に応じそれぞれ同表右欄に掲げる地域振興を担当する課（以下「担当課」という。）の職員が作成するものとする。

3 会議録はそれぞれの担当課に備え付け、一般の縦覧に供するものとする。

(会議録記載事項)

第3条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 日時

(2) 場所

(3) 出席又は欠席した委員の氏名

(4) 出席した職員の職名及び氏名

(5) 議案

(7) 議事の経過及び発言内容

(8) その他議長が必要と認める事項

(傍聴の許可)

第4条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴希望者受付簿（様式第1号）に記入し、傍聴証（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証を交付する数は、審議会が予め決定する。

(傍聴の拒否)

第5条 傍聴希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、審議会を傍聴することができない。

(1) 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯しているとき。

(2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯しているとき。

(3) 酒気を帯びていると認められるとき。

(4) その他審議会を妨害し、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められるとき。

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴証の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴席において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛否の表明をしないこと。
- (2) 会場において飲食、喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の許可を得た場合はこの限りでない。
- (4) 担当課職員の指示に従うこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、審議運営に支障となる行為をしないこと。

2 傍聴人が前項各号に掲げる事項を守らないときは、議長は当該傍聴人に注意を与え、これに従わないときは、退場を命じることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、各審議会ごとに担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

地域審議会名	地域振興を担当する課
八代地域審議会	企画振興部地域振興課
坂本地域審議会	坂本支所総務課
千丁地域審議会	千丁支所総務課
鏡地域審議会	鏡支所総務課
東陽地域審議会	東陽支所総務課
泉地域審議会	泉支所総務課

住民自治によるまちづくり人材育成セミナー

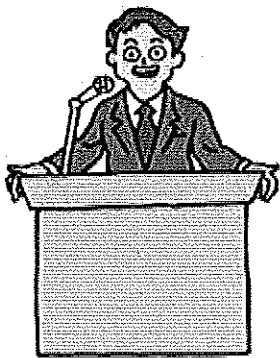
～加たって、語って、協働によるまちづくり～

住民自治によるまちづくりを推進していくには、まちづくりに必要なリーダーの育成がもっとも重要となります。

八代市では、リーダーに必要な能力や事業の事例等について学び、さらに、これまでの意識を変えるきっかけとなるよう、「住民自治によるまちづくり人材育成セミナー」を開催します。

みなさんお誘いあわせの上、ふるってご参加ください。

- 場 所：千丁公民館大集会室
- 時 間：13時30分～15時30分
- 定 員：それぞれ200名まで
- 受講料：無料



◇第1回 7月25日(土)

鹿屋市柳谷自治公民館長

豊重 哲郎 氏

◇第2回 8月29日(土)

宗像市南郷地区コミュニティ運営協議会事務局長 塩川 雄二 氏

◇第3回 9月26日(土)

八代市坂本地域振興会連絡協議会長

松村 政利 氏

◇第4回 10月24日(土)

熊本県立大学総合管理学部教授

桑原 隆広 氏

※詳細は、裏面をご覧ください。

お問い合わせ

八代市 企画振興部 地域振興課

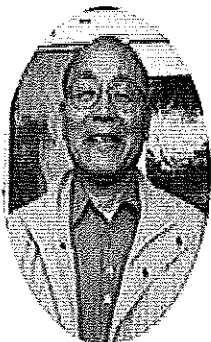
〒866-8601 八代市松江城町1-25

TEL 0965-33-4168 FAX 0965-32-8944

E-mail shinko@city.yatsushiro.lg.jp

セミナーの講師をご紹介します。

7月から10月まで毎月1回、全4回のセミナー開催です。4回ともテーマが違いますので、すべて受講していただき、これからのまちづくりのヒント、リーダー育成に寄与できればと思っています。

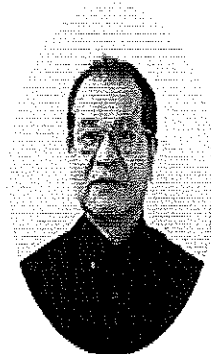


第1回講座 7月25日(土)

◇講師：鹿児島県鹿屋市柳谷自治公民館長
豊重 哲郎 氏

◇演題：行政に頼らない地域づくり

- ・柳谷自治会、通称「やねだん」は、地域再生のお手本として全国から注目される集落。人口300人でボーナスが出る集落という話は有名であり、国会でも取り上げられています。



第2回講座 8月29日(土)

◇講師：福岡県宗像市南郷地区コミュニティ運営協議会事務局長
塩川 雄二 氏

◇演題：宗像版地域コミュニティづくり

- ・宗像市はコミュニティ運営協議会を中心に、行政の持っている権限、財源を移譲し、地域と行政が対等の立場で協働してまちづくりを進められています。その取り組みは、全国の自治体から注目を集めており、多くの視察者が訪れています。



第3回講座 9月26日(土)

◇講師：八代市坂本地域振興会連絡協議会会長
松村 政利 氏

◇演題：坂本地域のまちづくりについて

- ・市町村合併前に旧坂本村で8つの地域振興会を立ち上げ、「新幹線の見える公園づくり(西部)」や、「走水の滝遊歩道及び展望所整備(深水)」、「炭焼き窯づくり(中谷)」等を行政に頼らず自分たちで手がけており、その実績はマスコミ等にも取り上げられています。



第4回講座 10月24日(土)

◇講師：熊本県立大学総合管理学部教授
桑原 隆広 氏

◇演題：住民と行政の協働によるまちづくり

- ・熊本県立大学では、熊本県から「市町村合併後のやつしろ地域の振興」についての調査研究を受け、その中の一つに住民自治によるまちづくりの推進をまとめていただきました。また、平成20年3月には、「八代市民フォーラム～加たって、語って、協働によるまちづくり～」の基調講演やパネルディスカッションのコーディネーターを務めていただいています。